

指導等は全て予約制となります。来所の際は必ず会員証をご提示ください。



戸島 喜久郎様



山中 信幸様



櫻井 壽様



石原 時江様



一般社団法人  
保土ヶ谷青色申告会  
〒240-0044  
保土ヶ谷区仏向町154-2  
ゴトービル2F  
TEL 045-442-7201  
FAX 045-442-7251  
発行人 平井 武男  
編集 広報委員会

## 令和3年度 納税表彰

菊薫る11月16日(火)保土ヶ谷税務署において表彰状の授与式が  
挙行され、ご功績・ご活躍により当会からも次の方々を受章されました。  
おめでとうございます。

### 国税局長 表彰

副会長 山中 信幸 (瀬谷区)

### 保土ヶ谷税務署長 表彰

税理士部会長 戸島 喜久郎(保土ヶ谷区)

### 保土ヶ谷税務署長 感謝状

理事・女性部副部長 石原 時江 (瀬谷区)

監事 櫻井 壽 (瀬谷区)

### ～ 秋 の 受 章 ～

上記のほか各機関より表彰されました。おめでとうございます。

横浜市長表彰 副会長 山中 信幸 (瀬谷区)

旭区長表彰 支部長 森川 和明 (旭区)

## 年頭のあいさつ

会長  
平井 武男

新年明けましておめでとうございます。

令和四年の年頭に当たり会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、前年に引き続きコロナウイルス感染の拡大がなかなか終息せず、年末に漸く向かう気配が見えて、少しずつではありますが、日常生活を取り戻しつつあるような気が致します。

昨年度も役員並びに会員の皆様には会活動に対しご協力を賜りました事、厚くお礼申し上げます。

保土ヶ谷税務署、東京地方税理士会保土ヶ谷支部の皆様には申告期並びに会活動に対し多大なご指導、ご協力を賜り感謝申し上げます。

ご承知の通り様々な機関に於いて昨年も会合その他の行事、事業等が自粛され行われませんでした。当会も申告期の指導業務を除き全ての行事、事業を中止しました。会員の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛け致しまして誠に申し訳ありませんでした。

申告期以降、事務所内のソーシャルデ

ィスタンスを保つため指導時間と人数の制限をさせていただいておりましたが今年度は予約制を導入し、既にお送りしております会員カードをご来所の際はご持参ください。予約方法は会報をご覧ください。

秋の納税表彰に於いて式典そのものはございませんでしたが、当会より東京国税局長表彰を山中副会長が受章され、保土ヶ谷税務署長より表彰状一名、感謝状二名が受章されました。また、横浜市長と旭区長より各一名ずつ表彰を受章されました。これも偏に会活動に対し多大な功績を評価されたものと、敬意を表する次第です。

令和五年にはインボイス制度の導入が予定されております。詳細は事務局にお尋ねください。

一昨年、昨年と当会の事務所に於いてコロナウイルス感染陽性者が一人も出なかったことがとても救いです。今年も先行き不透明で会活動も様々な制約を受ける事になると思います。その時の状況にしっかりと対応して行かなければなりません。役員はじめ会員の皆様のご協力をお願い致します。

結びに当たり、皆様のご健勝とご事業のご繁栄をご祈念申し上げ新年のご挨拶と致します。

## 年頭のあいさつ

保土ヶ谷税務署長  
山根 直紀

新年明けましておめでとうございます。

令和四年の年頭に当たり、一般社団法人保土ヶ谷青色申告会の皆様方に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、平井会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会活動の制約を余儀なくされる中、各種の相談会や記帳・決算指導会などを通じた青色申告制度の普及、記帳水準の向上、適正申告の推進のほか、インボイス制度の周知についても積極的に取り組んでいただき、改めて敬意を表する次第です。

本年も、工夫を凝らし、充実した会活動を展開されますことを御

期待申し上げます。

さて、まもなく令和三年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も日石横浜ホールに申告書作成会場を横浜中税務署と合同で開設しますが、引き続き、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底してまいる所存でありますので、青色コーナーの円滑な運営、青色申告の一層の普及、記帳水準の向上に、貴会の皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、納税者の皆様の利便性の向上と税務行政の効率化を目的として、パソコンやスマートフォンを利用したeTaxによる確定申告、キャッシュレス納付等を推進しておりますので、会員の皆様方には、是非、マイナンバーカードを取得していただき、eTaxによる申告と納税をお願いいたします。

結びに当たり、貴会にとりまして、新しい年が輝かしい飛躍の年になりますよう、また、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

# 確定申告などの指導は全て予約制です

## ホームページまたは専用電話で予約可能！

予約専用電話：070-2321-0558 または  
(3月末まで) 080-5832-2153 予約申込QRコード



### 【確定申告】納期限:所得税3月15日(火)まで / 消費税3月31日(木)まで

| 所得税 指導会日程         | 予約開始日時            |
|-------------------|-------------------|
| 1月21日(金)～ 3月4日(金) | 現在 予約受付中          |
| 2月20日(日)・2月27日(日) |                   |
| 3月7日(月)～ 3月15日(火) | 2月9日(水)9時【電話のみ受付】 |
| 消費税 指導会日程         | 予約開始日時            |
| 3月16日(水)～3月31日(木) | 現在 予約受付中          |

※1月20日(木)までは年末調整(給与源泉)指導優先。21日(金)以降、年末調整指導はできません。

※コロナの影響等で申告期限が延長されても、申告会の指導会日程は上記の期間となります。

※3月に来所される方が多くなると予想されます。早い時期のご来所をお願い致します。

### 予約日時

令和4年 月 日( ) 午前・午後 時

予約日時を記入してご利用ください

開始10分前までにお越しください

#### 予約に関する事項

- ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前に予約をお願いします。当日でも予約枠に空きがある場合は電話でのみ予約を受付けます。当会ホームページで当日の予約状況をご確認ください。
- ・ネットでの予約受付は前日の午後3時までとなります。  
予約受付終了後の予約の変更、キャンセルは電話のみ受け付けます。
- ・指導はお一人様1日1回50分となり、指導終了後に次回の予約が出来ます。  
指導に時間を要し、50分で指導が終了しなくても時間の延長は出来ません。
- ・会員2名分の指導をお一人で受ける場合は、2名分の予約が必要となります。
- ・予約状況により、ご希望の日時が取れないこともあります。職員の指名は出来ません。

#### 確認事項

- ・事務所は午前8時45分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。
- ・予約時間の15分前から入室できます。入室時に受付で会員証をご提示ください。
- ・予約時間に来所されず、連絡もない時は、予約を無効とする場合もあります。
- ・遅刻や忘れ物にご注意ください!遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。
- ・37.5度以上の発熱や咳のある方、濃厚接触者、コロナ感染が疑われる方の来所はご遠慮ください。
- ・土地・建物の譲渡(分離譲渡所得)については事前に税務署でご相談ください。

| お持ちいただくものなど！     |                                                              | 令和3年分のものであることを確認してください                                                                        |
|------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全<br>員<br>持<br>参 | <input type="checkbox"/> R1・R2年分申告書・決算書(控)                   | 消費税がある方は消費税の申告書(控)、白色申告の方は収支内訳書(控)                                                            |
|                  | <input type="checkbox"/> R3年申告書・決算書用紙                        | 用紙がない方は申告会にもあります                                                                              |
|                  | <input type="checkbox"/> 会員証                                 | 10月に郵送しています                                                                                   |
|                  | <input type="checkbox"/> 確定申告のお知らせ葉書又は納付書同封お知らせ通知書           | 届かない方は所得税の予定納税、消費税の中間申告の税額が分かるもの                                                              |
|                  | <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの両面コピー                     | マイナンバーカードがない方は通知カードと運転免許証、健康保険の被保険者証などのコピー<br>※配偶者や扶養親族(16歳未満も含む)、専従者もマイナンバーの記載が必要ですがコピーは不要です |
| 決<br>算<br>関<br>係 | <input type="checkbox"/> 通帳・売掛やカードの利用請求書等                    | 通帳・売掛金・未払金が実際の金額と帳簿残高が合っているか要確認！                                                              |
|                  | <input type="checkbox"/> コロナ関連の給付金などの明細書                     | 月次支援金・感染拡大防止協力金・助成金等 雑収入に計上                                                                   |
|                  | <input type="checkbox"/> 集計表又は試算表                            | 月間、年間合計は必ず記入して下さい                                                                             |
|                  | <input type="checkbox"/> 帳簿類                                 | ブルーリターンの方は12月末まで入力済のデータ                                                                       |
|                  | <input type="checkbox"/> 国税関係帳簿・書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書(控)     | 会計ソフト利用者で青色申告特別控除65万円対象者のみ(e-Taxを除く)                                                          |
|                  | <input type="checkbox"/> 確定申告事項指導チェック票                       | 青色申告会の指導会で渡されたもの                                                                              |
| 収<br>入<br>関<br>係 | <input type="checkbox"/> 10万円以上の資産購入の請求書等                    | 車両・建物・大規模修繕等の請求書、分割払いの方は支払明細<br>※出来るだけ詳しく記載されているもの                                            |
|                  | <input type="checkbox"/> 源泉徴収票(公的年金など含む)支払調書                 | 1月末頃、給与・報酬支払い元の会社、公的年金は日本年金機構等より、個人年金は生命保険会社等より送付されます                                         |
|                  | <input type="checkbox"/> 特定口座年間取引報告書配当等の支払通知書                | 特定口座にされてない方は取引の内訳が分かるもの                                                                       |
|                  | <input type="checkbox"/> 満期保険金のお知らせ                          | 満期保険金の収入金額、必要経費が分かるもの                                                                         |
| 控<br>除<br>関<br>係 | <input type="checkbox"/> 控除証明書(10月頃、支払先から送付)                 | 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料(長期損害保険料)・小規模企業共済・国民年金・国民年金基金 等                                            |
|                  | <input type="checkbox"/> 年間納付額のお知らせ又は領収書等                    | 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・労働保険 等<br>※分からない場合は区役所等へお問い合わせ下さい                                       |
|                  | <input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書                           | 医療費等の領収証は提出不要(5年間自宅保存)                                                                        |
|                  | <input type="checkbox"/> 寄附金受領証明書                            | ふるさと納税・ユニセフ・赤十字等                                                                              |
|                  | <input type="checkbox"/> 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(10月頃、金融機関から送付) | 初年度の方は家屋及び土地の登記簿(原本)、売買契約書又は請負工事契約書のコピーも必要です ※すまい給付金受取の方は明細も持参                                |
|                  | <input type="checkbox"/> 扶養親族の源泉徴収票                          | 源泉徴収票がない場合は扶養親族の所得確認ができる書類                                                                    |
|                  | <input type="checkbox"/> その他                                 | 控除に必要な領収書・受領書・証明書・明細書                                                                         |

**電話によるお問合わせは午後5時から6時の間にお願いします。**

受付時間内は来所の方が優先です。

**路上駐車禁止。ビル前や脇も駐車禁止。自転車やバイクを停める場所はありません。**

近隣のコインパーキングをご利用ください。

**ブルーリターンAと会計ソフトの指導については入力の確認は1月までにお願いします。**

**2月以降はお受けできません。**

ブルーリターンAシステムトラブルの連絡先

(株)ゼンアオイロ TEL 03-3294-2306 (平日のみ営業・時間 9時～17時 休憩時間 12時～13時)

**会員1名につき確定申告書の提出も1名分です。**

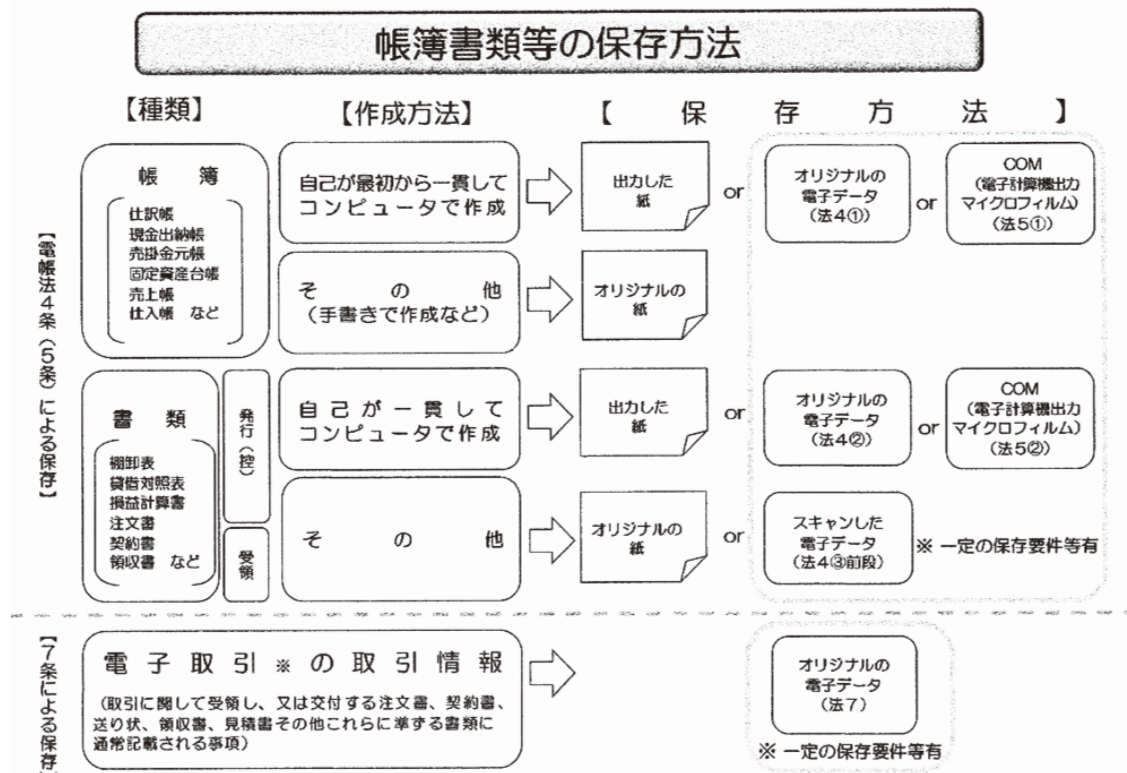
会員以外のご家族・知人等の指導及び申告書の提出をご希望の場合は入会手続きをお願いします。

# 電子取引の保存が改正されます！ インターネットで消耗品等を購入している方 一読を！



## Q:電子取引の制度とは？

A:個人事業主が電子取引を行った場合には、その取引情報(注文書、領収書等)をデータにより保存しなければならないという制度です。



※ 電子取引とは取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

## Q:電子取引とは、どのようなもの？

※ 詳細等は国税庁ホームページをご覧ください。

|                        |                                                  |
|------------------------|--------------------------------------------------|
| A<br>..<br>具<br>体<br>例 | 電子メールにより受領した請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)               |
|                        | ダウンロードやスクリーンショットした請求書や領収書等のデータ                   |
|                        | クラウドサービスを利用した電子請求書や電子領収書等のデータ                    |
|                        | クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマホアプリによる決済データ |
|                        | 従業員が事業の経費を立て替えた場合、その領収書を電子データで受領                 |

## Q:電子取引の制度はいつから改正されるの？

A:令和4年1月1日から改正されます。

具体的には、令和4年1月1日から電子メール等で受領した請求書・領収書等を紙に印刷して保存することが認められなくなり、電子取引データで保存しなければなりません。

AmazonやECサイトなどで備品などを購入する場合は気を付けましょう！

## Q:電子取引データはいつまで保存するの？

A:紙による場合と同じで現金預金取引に関係する領収証等は7年保存です。  
(請求書等は5年保存です。)

Q:特別な請求書等保存ソフトを使用していない場合の電子取引の保存の仕方は？

|    |   |                                                                                                                                                                               |
|----|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A: | 1 | 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。<br>例) 2022年1月31日に(株)国税商事から受領した110,000円の請求書<br>⇒「20220131_(株)国税商事_110,000」<br><br>なお、上記の代わりに、エクセル等で「索引簿」を作成し、請求書等のデータを検索する方法<br>によることも可能です。 |
|    | 2 | 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。                                                                                                                                              |
|    | 3 | 「訂正削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付ける。                                                                                                                                                 |

- ※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。
- ※ 判定期間に係る基準期間(通常は2年前です。)の売上高が 1,000 万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記1の設定は不要です。

★エクセルの索引簿の作成例:国税庁のホームページからダウンロードできます。

| 連 番 | 日 付      | 金 額     | 取 引 先    | 備 考 |
|-----|----------|---------|----------|-----|
| ①   | 20220131 | 110,000 | (株)国税商事  | 請求書 |
| ②   | 20220210 | 330,000 | 国税工務店(株) | 注文書 |
| ③   | 20220228 | 330,000 | 国税工務店(株) | 領収書 |
| ④   |          |         |          |     |

★個人事業者の規程の例:国税庁のホームページよりダウンロードできます。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由(正当な理由がある場合に限る。)によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

## 保土ヶ谷税務署からのお知らせ

### ○ 令和3年分の確定申告書の申告期限、納期限等は次のとおりです。

| 税 目          | 申告期限 及び 納期限 | 振替納税の振替日 |
|--------------|-------------|----------|
| 所得税及び復興特別所得税 | 3月15日(火)    | 4月21日(木) |
| 贈与税          | 3月15日(火)    |          |
| 消費税及び地方消費税   | 3月31日(木)    | 4月26日(火) |

**納税にはキャッシュレス納付が安全・便利!**

### ○ 消費税及び地方消費税の確定申告を忘れずに!

次のいずれかに該当する個人事業者は令和3年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。

- ① 令和元年分の課税売上高が1,000万円を超える方。
- ② 特定期間(令和2年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方は、令和3年分の消費税の課税事業者に該当します。なお、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。
- ③ 消費税の課税事業者となることを選択した方(消費税課税事業者選択届出書を提出した方)。  
(注)令和元年10月1日以降、軽減税率対象品目の課税売上や課税仕入のある課税事業者の場合、税率(8%・10%)ごとに区分して消費税の税額計算が必要になります。  
(注)事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

### ○ マイナンバーカードを取得して自宅等からe-Tax!

#### マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。  
確定申告以外にも、公的な身分証明書や健康保険証としても使えます。



スマホによる申請  
はこちらから!

#### マイナンバーカードの取得方法は?

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。  
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

検索

## 事業者の方へ!

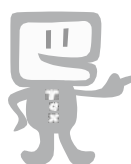


消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請受付中

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

### 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



- ☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

### 全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ▶



- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



【問合せ先】保土ヶ谷税務署 ☎045(331)ー1281(代表) 保土ヶ谷区帷子町2-64

こんな時には？ 申告会へご連絡をお願いします！

事業主が変わった・廃業した・転居した場合は税務署・申告会等へ下記のような手続きが必要です。  
税務署への手続きも申告会で出来ますのでご連絡ください。 TEL:045-442-7201

|                 |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                             |                                                                                                                                                                      |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃業の場合           | 税務署                                                                                                                                                                                             | ○個人事業の廃業届      ○青色申告の取りやめ届      ○事業廃止届(消費税課税事業者の方)<br>※年の途中で廃業の場合は廃業までの期間の確定申告が必要です。                        |                                                                                                                                                                      |
|                 | 申告会                                                                                                                                                                                             | ○退会届(当会用)の提出      (青色申告の取りやめ届ではありません)<br>※廃業年の確定申告を申告会で行うときは申告終了後に退会の手続きが必要です。<br>○小規模企業共済加入者の方は共済金の請求等の手続き |                                                                                                                                                                      |
| 事業主の亡くなった場合     | 税務署                                                                                                                                                                                             | ○準確定申告(所得税・消費税)      ○個人事業者の死亡届(消費税課税事業者の方)<br>※上記の廃業の場合の手続きの他に亡くなられた日の翌日から4ヶ月以内に相続人の方が準確定申告をします。           |                                                                                                                                                                      |
|                 | 申告会                                                                                                                                                                                             | ○退会届(当会用)の提出      ○弔慰金の請求手続き<br>※小規模企業共済加入者の方は共済金の請求手続き(相続人の方)<br>◆事業を継承される場合は下記の名義を変更する場合と同様の手続きが必要です。     |                                                                                                                                                                      |
| 名義を変更する場合(事業継承) | 個人事業の名義変更は現在事業主の方が「廃業」、後継者の方が「新規開業」となります。<br>現在の事業主の青色申告の承認申請・青色専従者給与などの届出、振替納税・利用者識別番号も引継ぎされません。<br>また年の途中で名義変更する場合、名義変更した年の申告は現在の事業主の方と後継者の方の2名分の申告が必要となります。申告会を利用して確定申告をされる場合は2名分の年会費が掛かります。 |                                                                                                             |                                                                                                                                                                      |
|                 | 現在事業主の方                                                                                                                                                                                         | 税務署<br>申告会                                                                                                  | ○廃業の場合と同様の手続きが必要です。                                                                                                                                                  |
|                 | 後継者の方                                                                                                                                                                                           | 税務署                                                                                                         | A:個人事業の開業届      B:納期の特例の申請書(常時10人未満雇用の場合)<br>C:青色申告承認申請書      D:青色専従者給与届      E:電子帳簿保存の届出<br>CとDはその年の3月15日又は開業(事業継承)後2ヶ月以内に提出が必要<br>※相続による事業継承の場合は青色申告承認申請の期限が変わります。 |
|                 |                                                                                                                                                                                                 | 申告会                                                                                                         | ○入会申込書の提出      ○会費の口座振替依頼書の提出                                                                                                                                        |
| 転居              | 税務署                                                                                                                                                                                             | ○所得税・消費税の納税地の異動届<br>○給与支払事務所の移転届    ※保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区以外に転居の場合は税務署の管轄が変わります。                                     |                                                                                                                                                                      |
|                 | 申告会                                                                                                                                                                                             | ○住所変更の連絡                                                                                                    |                                                                                                                                                                      |

上記以外にも小規模企業共済・労働保険・全青色共済・全青色疾病入院補償・全青色傷害保険にご加入の方、ブルーリターンAをご利用の方は変更等ございましたら申告会にご連絡ください。

会費についてのお知らせ！

会費は毎年6月3日に1年分(4月～翌年3月)口座振替となります。

正会員(事業・不動産所得)：年額20,000円      準会員(年金・給与の方)：年額3,000円

- 会費の納入方法は預金口座振替が原則です。口座振替手続きをしていない方、引落口座を変更したい方等は3月31日までに申告会へご連絡をお願いします。
- 退会をご希望の方は3月31日までに当会所定の退会届をご提出ください。(税務署の廃業届とは違います。)
- ※退会届のご提出が遅れると令和4年度分の会費が引落となります！お引落の会費はご返金できません。

ブルーリターンA ご利用の方へ

2021年分の入力が終わっていても必ずバージョンアップを行ってください。データは自動的にブルーリターンA2022へ移行します。バージョンアップ後、続けて入力ができますのでお早目をお願いします。

- インターネットからダウンロードの方      1月上旬にお知らせが表示され、ソフトを起動すると自動で更新されます。
- インターネット未接続の方(CDでバージョンアップ)      CDが1月下旬に送付されるのでインストールしてください。

会員増強にご協力を！開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！